

競技継続助成制度規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟（以下、本連盟という）は、将来日本代表としての活躍が期待できる可能性を有するが、高校や大学卒業後に競技を継続する環境を作れず、陸上競技からの引退を余儀なくされる競技者の生活費や活動費を支援し、各種目のトップ競技者層を増やすことで日本の競技力の向上を図る事を目的とし、競技継続助成制度規程（以下、本制度という）を定める。

(対象者)

- 第2条 本連盟は、将来的に日本代表として国際大会で活躍する可能性がある、学生を除く20歳以上で、原則、所得がない陸上競技者を対象者とする。但し、対象者のその他の所得は、年額100万円まで認められる。
- 2 対象者は、高校、大学、大学院等卒業後、原則3年以内の競技者とする。
 - 3 対象者は、強化委員会の推薦により、本制度選考委員の書類審査及び面接を経て、専務理事が指定する。

(処遇)

第3条 本連盟は、月額20万円（年額240万円）以内を、対象者に支給する。

(期間)

第4条 本制度の指定期間は、最大で2年間とする。但し、本連盟強化委員会は、指定期間の途中でも競技実績等から判断し、日本陸上競技選手権大会の終了後や事業年度末に継続のための審査を行う。

(義務)

- 第5条 本制度の指定を受けようとする競技者は、次に定める義務を了承しなくてはならない。
- (1) 本制度の趣旨に則して競技力の向上に努める。
 - (2) 正当な理由がある場合を除き、本連盟が指定及び推薦する行事へ参加する。
 - (3) ドーピング防止活動にかかわる全ての基準を適正に順守する。
 - (4) 強化計画書や報告書などを、定められた時期までに提出する。
 - (5) 本制度の指定期間終了後の生活設計（セカンドキャリアを含む）は、自己責任とする。

(指定の解除)

- 第6条 本連盟強化委員会は、次のいずれかに該当するとき、期間途中で本制度の指定を解除することができる。
- (1) 引退した競技者
 - (2) 長期間競技会に出場しない競技者
 - (3) 居場所情報の提出義務違反や検査未了等、ドーピング防止活動の理念に反する行動をとった競技者
 - (4) 著しく義務規定に違反した競技者
 - (5) その他、本連盟が本制度の対象者として不適切であると判断した競技者